

# オンライン学習システム（不登校児童生徒等対象）利用許諾契約に関する仕様書

## 1 目的

本市における不登校児童生徒等に対し、多様な教育機会の一つとして、オンライン上で、動画、アニメーション、音声、画像、文字などによる様々な学習コンテンツを利用できる「オンライン学習システム」（以下「当該システム」という。）を導入し、ＩＣＴを活用した学習支援を行うことで、児童生徒の学校への復帰や、児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的自立を促すことを目的とする。

## 2 使用期間

令和8年4月1日から令和12年3月31日まで

## 3 履行場所

川崎市教育委員会事務局支援教育課他

## 4 使用者とライセンス数

使用者は、次の学習者と評価者等とする。受注者は、使用者に応じた権限を持つ当該システムを利用するための個人ライセンスIDを発行すること。なお、評価者等のライセンスは、必要数を提供するものとし、その費用は本契約に含めるものとする。

学習者 (1,200ライセンス)	川崎市立小中学校に在籍する児童生徒のうち、当該児童生徒が在籍する学校の校長が認めた者及びその他発注者が認めた者
評価者等 A (必要数)	学習者の在籍する学校の担当者等
評価者等 B (必要数)	教育委員会事務局の担当者等で、市が契約するすべての学習者の学習履歴確認・チャット又はメール質問機能等でやり取りを行う者

## 5 使用環境

- (1) 当該システムは、学習者及び評価者等が使用するコンピュータ、タブレット型コンピュータ、スマートフォン等（以下「端末等」という。）で利用できること。
- (2) 当該システムは、次の環境において、端末等に新たな機器やアプリケーションソフト等を導入せずブラウザベースで、発行された個人ライセンスID及び使用者が個別に設定したパスワードを入力することにより利用できること。

OS環境	Windows, iOS, Android, ChromeOS, iPadOS
インターネットブラウザ	Chrome, Safari, Edge

- (3) 当該システムの動画やアニメーションは、2Mbpsの通信速度で円滑に再生できること。

## 6 内容（学習教材等の詳細）

- (1) 教科書等の著作権を侵害しない範囲において、学習指導要領及び本市採択教科書に対応した学習教材を提供できること。
- (2) 小学校1・2学年の各学年を対象とする国語及び算数の2教科以上、小学校3から6学年の各学年を対象とする国語、算数、理科及び社会の4教科以上、並びに中学校1から3学年の各学年を対象とする国語、数学、英語、理科及び社会の5教科以上の学習教材を提供できること。
- (3) 使用者が、学年間や市内の学校間を移動した場合は、費用増額なく簡便に設定できること。
- (4) 評価者等が学習者の学習履歴や正答率等を閲覧、集約することによって、学習者の学習空白や不得手とする分野を把握し、必要な学習を促せるよう課題の配信ができる機能を有すること。
- (5) 自学自習の補助として、学習ドリルだけでなく音声付の授業動画やアニメーションにより解説等を行うコンテンツを1,200本以上有していること。学習ドリルは学習者が回答した内容に対して自動で採点されること。
- (6) 評価者等が学習者の学習履歴や進歩について単元ごとに容易に把握できること。
- (7) 評価者等と学習者とが、チャットツールなどで相互に文字メッセージのやり取りができる機能を備えていること。

## 7 その他受注者が行う業務

- (1) 受注者は、月ごとの利用状況（学校ごとに、登録ID数・ログイン実績のあったID数・学習実績のあったID数及び教科ごとの学習時間数）、問合せ対応状況、研修実施状況等について、書面により翌月10日までに発注者に報告すること。なお、四半期ごとの状況報告の際に、発注者と打合せを行うこと。その他、事業の円滑な実施のために発注者が必要と認めるときは、受注者と協議の上、打合せを行うこと。
- (2) 使用者が滞りなく当該システムを利用できるよう、受注者が次のとおり操作マニュアル作成及び操作研修を実施すること。

No.	実施項目	対象者	実施期日
1	操作マニュアル作成・提供	学習者及び評価者等	契約初月の末日まで (以降、改訂した際はその都度)
2	操作研修	評価者等	年3回 (4月・5月・その他の月)

- (3) 受注者は、当該システム利用時に問題が発生した時は、使用者に対して誠実に対応すること。また、特段の問題が発生した時は使用者が相談できる対応窓口を開設すること。なお、対応窓口には24時間受付が可能な電子メール（ウェブサイトからのフォーム入力を含む）による窓口を必ず含めること。
- (4) 個人ライセンスIDの発行は、受注者が行うこと。
- (5) 受注者は、2の使用期間の初日から学習者がコンテンツを利用できるよう、事前に契約数分の個人ライセンスIDの付与を発注者宛てに行うこと。

## **8 安全管理・システムトラブル等の事故発生時の対応**

- (1) 受注者は、本業務の実施にあたり、使用者の個人情報保護等の安全管理に万全を期すこと。
- (2) システムトラブル等の事故が発生した場合は、速やかに復旧等の対応を行うとともに、発注者宛て事故や障害の内容を報告すること。

## **9 その他**

- (1) 本業務の実施に当たり、関係法令を順守すること。
- (2) 本業務の実施にあたり、知り得た本市情報機器の管理情報、使用者及び関係者の個人情報等について、第三者に漏洩しないこと。
- (3) 受注者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び別添の「個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項」を遵守し、本業務で知り得た使用者及び関係者の個人情報等を、本業務以外には使用しないこと。
- (4) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額において減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除できるものとする。また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとする。
- (5) 本仕様書に定めのない事項については、川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）によるほか、必要に応じて発注者と受注者が協議して定めるものとする。